保護主義一元説を中心とする少年法の再構築

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2024-03-27
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 孫,陶陶
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000328

2023年度 法学研究科博士学位請求論文(要旨)

保護主義一元説を中心とする少年法の再構築

公法学専攻 孫 陶陶

1 問題意識と目的

少年法という法律ができたのは1948年であり、刑法、刑事訴訟法等の法律と比べると、非常に新しい法律であると言って良い。また、刑法が理論にもとづいた制度としての性格が強いのに対して、少年法は、歴史的な事実を踏まえて創設されたため、社会からの影響を受けやすく、安定度が低いという性格がある。少年法をめぐる現在の問題の多くは、このような性格に起因していると言ってよい。

少年法1条は、「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」と定めているが、1948年以来、少年法においては、ここ最近に限っても、2000年、2007年、2008年、2014年、さらに2021年と非常に頻繁に改正が行われ、厳罰化の傾向を示している。

現行少年法は少年事件を、少年保護事件(第2章)と少年刑事事件(第3章)に分けている。少年法20条及び23条1項(以下少年法の条文は、法律名を省略する)は、家庭裁判所の調査または審判により、刑事処分が相当であると判断された場合に、検察官に送致することで、事件を刑事裁判の対象とすることができると定めている。少年法においては、保護事件が少年法に基づいて、保護・教育的で柔軟な手続きで扱われ、保護的措置・保護処分に付されるのに対して、刑事事件は基本的には厳格な刑事訴訟手続きにより刑罰が科されるというように、かなり徹底した二元的な制度がとられていると言われる。これが現在の通説の二元説である。

ところが、二元説は厳罰を求める世論との妥協の結果であり、少年法の根本である保護主義理念に反し、さらに将来少年司法制度を潰しかねないと筆者は考える。本稿は、二元説の問題を検討した上で、保護主義を中心として少年刑事事件に対する裁判と少年に対する刑罰をどう理解すべきか等、少年法における重要な概念を見直すものである。本研究の後半部分では、「先に被害、そして加害」という非行少年の特徴をベースとし、中国大陸と台湾地域の少年司法制度との比較研究を行い、少年を対象とした犯罪への厳罰の規定を少年法に盛り込む可能性を検討する。

2 構成及び各章の要約

本研究は、序論と終章を含む全5章から構成される。各章の構成と要約は以下のとおりである。

第1章は、「少年法の歴史と理念」を題として、犯罪論・刑罰論の転換から現代少年法制の誕生までを振り返りながら、少年法制の基本理念を検討する。少年法制発展の歴史は、少年法が付属条文から形式的にも実質的に成人法制と分離した独立の法典に進化する過程であり、保護・教育を中心とする現代少年法は、もともと応報刑を基礎とする一般の、刑事司法を少年に適用することに反対してできたものであると結論づける。その上で、日本現行少年法が成立するまでの経緯を検討する。現行少年法1条は、少年の健全育成という少年法の目的を明らかにしているが、2000年以降、少年による凶悪な犯罪が起きたことを背景として、度々法

改正が行われ、その中で厳罰化の傾向を示している。

現行少年法は、全件送致主義と家庭裁判所先議制度の確立によって、家庭裁判所が少年司法システムの中心にあることを明確にする。少年法の中心である家庭裁判所の諸機能を検討し、特に大阪家庭裁判所の具体な事案を紹介し、検討する。そこから、家庭裁判所が非行少年の立ち直りに優れた作用を果たしていると結論づける。しかし、現実には少年法は世論と学界に批判されている。その原因は、二元説にあると考えられる。

第2章においては、「二元説が招いた問題」と題して、少年法に責任主義や社会防衛思想を持ち込む二元説がどのように少年法の理念を危険に曝すことになるのかを紹介する。少年刑事事件は少年法の対象とされる同時に、二元説の立場から見ると、少年刑事事件は刑法・刑事訴訟法の規定と原則に従わなければならないということになる。少年法の規定に従うことは、刑事訴訟としての基本原則と矛盾することが予想されるのである。

また、少年保護事件における家庭裁判所の審判対象は要保護性と非行事実である。要保護性の要素として、 少年の性格や環境に照らして将来再び非行に陥る危険性があること(犯罪危険性)、保護処分による矯正教育 を施すことによって再非行の危険性を除去できる可能性があること(保護可能性)、及び保護処分による保護 が最も有効でかつ適切な処遇であること(保護相当性)の3つがあるとされている。保護相当性は、ほぼ社 会感情・被害感情又は事件の重大性・悪質性によって判断されるため、この点からも責任主義や社会防衛思 想が見えてくる。これらをふまえて少年保護事件の審判の問題を検討する。

第2章の最後で虞犯制度の問題を検討した。台湾において、少年事件を扱う法律は「少年事件処理法」である。少年事件処理法は、日本の少年法から強い影響を受けたため、その内容は、日本少年法とほとんど同じとなっている。2008年8月11日に、台湾高雄少年法院の何明晃裁判官が虞犯規定に対して違憲審査を申し立てた。2009年に台湾司法院大法官は虞犯に関する規定の一部に対して違憲判断を下した。その後、2019年法改正がなされ、少年事件処理法における虞犯制度が廃止されることになった。これを踏まえて虞犯制度の正当性と必要性を検討する。日本においても虞犯の認定にあたっては、裁判所は公正さを重視するようになりつつあり、虞犯事由と虞犯性の関係、虞犯性の内容、虞犯事由に関する学説いずれも虞犯の認定を慎む姿勢を見せており、このまま進めば日本の虞犯制度も廃止される恐れがあると結論づける。

第3章「保護主義一元説を中心とする少年司法の再構築」では、保護主義一元説に基いて少年法を見直す。まず、保護主義を新たに定義づける。中国の学界では犯罪少年については、「先に被害、そして加害する」という特徴がある。すなわち、他者による加害行為などが、少年の成長途中において消極的な影響を与える。その悪影響が積み重なり、一定の枠を越えると社会に被害を及ぼす犯罪行為になってしまう。少年自身が被害者から加害者に転換することとなるのである。少年が非行に陥ったのは、少年ではなく環境の責任であると言ってよい。それ故に、「少年の可塑性を信頼し、少年がみずから非行から立ち直るために、福祉的・教育的な働きかけを行うことを目的」とするという従来の定義に、「非行を少年ではなく環境に帰責すべきである」ということを加え、少年法から完全に責任主義及び社会防衛思想を排除すべきであると考える。この考えに基づいて少年法にける重要な概念を検討する。具体的には、少年に対する刑事処分を教育刑であると理解する。少年刑事事件に対する裁判を、一般の刑事裁判の概念と切り離して考察し、その実体は、少年法が刑事訴訟法の規定を間借りして作り上げた、保護主義に基づく独特な制度であると考える。

非行は少年法上極めて重要な概念であり、二元説の観点から非行は少年法上の要件として位置づけられることが一般である。少年法の基本理念を二元説から保護主義一元説に変更し、少年法から責任主義と社会防衛思想を完全に排除すると、非行事実の意義を見直す必要がある。少年法の目的のもとで、科学主義を最大限に活用するためには、少年審判の対象を要保護性のみとすべきであり、非行事実は家庭裁判所が少年に対する審判権を取得するための一条件にすぎないと考える。

第3章の最後に、「先に被害、そして加害」という非行少年の特徴を基礎に、少年を対象とした犯罪への厳 罰の規定を少年法に盛り込む可能性を検討する。少年が犯罪に至ったのは、社会や家庭が少年の成長にふさ わしい環境を少年に与えなかったためであり、その意味では、少年は犯罪者ではなく、不健全な社会や家庭 による被害者であるということになる。このことから、中国では少年を加害する行為の取締を少年犯罪予防 の重要な一環と位置付けている。これを踏まえて刑法の観点から少年を対象とした犯罪に対する厳罰規定の 正当性を検討する。

終章では、本研究によって得られた結論をまとめ、今後の課題を整理する。二元説から一元説への変更に 伴い、様々な規定を変えなければならないということになる。これらを今後の研究課題とする。